

鳥取県看護職員修学資金等貸付規則の一部改正について

1 規則の改正理由

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正に伴い、看護職員修学資金の返還の債務の履行猶予の条件を改めるとともに、修学生であった者等の子育て環境の向上に寄与するため、当該履行猶予の条件に看護職員養成施設に係る修学生であった者等が自らの妊娠、出産又は育児を理由として県内の医療機関等を退職した場合を加える等の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 看護職員修学資金の返還に係る債務の履行猶予の条件のうち、訪問看護事業所において看護職員の業務に従事する場合の要件である3年以上の医療機関等での実務経験を廃止する。
- (2) 看護職員修学資金等の返還の債務の履行猶予の条件に、看護職員養成施設に係る修学生であった者等であって、自らの妊娠、出産又は育児を理由として看護職員の業務に従事していた県内の医療機関を退職したものが、自らの妊娠を理由とした退職の日から出産の日までの間、出産の日の翌日から起算して8週間を経過する日までの間又は3歳に達しない子を養育している間のいずれかにあるときを加える。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例の施行日とする。

鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部が改正され、浄化槽保守点検業を営もうとする者の更新の登録について定められたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 登録の申請に係る申請書の様式を改める。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布日とする(2)の一部及びイを除き、平成23年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。